

浜松市における配水管工について

浜松市が発注する配水管・導水管・送水管工事のうち、接合工事・管類及び弁栓類の据え付けは、「配水管工」が行うこととしています。

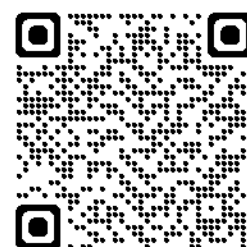
浜松市独自

配水管工の認定には、配水管・給水管それぞれの資格が必要

＜配水管＞

☆日本水道協会 配水管工技能講習受講

配水管工技能講習の詳細はこちら⇒
<http://www.jwwa.or.jp>



＜給水管＞

以下、①～④のうち1つ必要

- ①給興財団認定の給水装置工事配管技能者
- ②給水管工
- ③促進法第44条に規定する技能検定に配管の職種で合格した者(配管技能士)
- ④給興財団認定の給水装置工事主任技術者

さらに③又は④で認定を受けようとするものは、浜松市が主催する技術講習会の受講が必要。
※①又は②での認定では受講不要。

年2回(春・秋)
開催

浜松市における配水管工登録証

氏名 浜松 浜子

登録番号 R0699 所属会社 (株)水道工事課

交付日 2024 年 11 月 〇 日 更新予定 2029 年 11 月 頃

上記の者は、浜松市における配水管工に関する要綱第 6 条、第 8 条に基づき、
下表に示す工事内容に従事できる配水管工に登録したことを証明します。

管種	口径の限定	有無
ダクタイル鉄管 普通継手	—	○
ダクタイル鉄管 NS 形耐震継手		
ダクタイル鉄管 GX 形耐震継手	—	○
配水用ポリエチレン管 融着式継手	—	○
塩化ビニル管・ポリエチレン管 (金属継手等)	50mm	○

浜松市水道事業及び
下水道事業管理者
内藤 伸二郎

＜配水管工登録証＞

- ・登録証に記載の管種、口径での
従事が可能(給水管工は50mm以下限定)
- ・管種毎の講習受講等で追加可能
- ・5年毎を目安に浜松市主催の講習会を受講し更新手続きが必要
- ・更新しない場合、認定取消
- ・所属会社等が変わった場合は、
変更手続きが必要

従事できる工事内容（管種）：資格の証明は継手毎 1 個で可

管材	継手	資格
ダクタイル鉄管	NS耐震継手	・技術講習会受講証、写真 等 配水管技能者(日水協):耐震(R5年度まで) 大口径 組合講習会受講証(H26年度まで) NS耐震継手施工指導・現場講習(メーカー) ・NS耐震継手工事実績 配水管工届、工事経歴書 等
	GX耐震継手	・技術講習会受講証、写真 等 配水管技能者(日水協):耐震(H26年度以降) 組合講習会受講証(H23年度以降) GX耐震継手施工指導・現場講習(メーカー)
配水用ポリエチレン管	融着式継手	・技術講習会受講証、写真 等 配水用ポリエチレン配管施工講習受講者 (協会・メーカー) 配水用ポリエチレン管施工指導・現場講習 (メーカー)